

令和3年11月30日招集

第7回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

令和3年第7回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第11号	専決処分事項の報告について	令和3年 11月30日		
報告第12号	専決処分事項の報告について	"		
議第145号	専決処分事項の承認について（令和3年度天草市一般会計補正予算第9号）	"		
議第146号	天草市地区コミュニティセンター条例及び天草市町民センター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第147号	天草市新和高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例の制定について	"		
議第148号	天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第149号	天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第150号	天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第151号	天草市立キリシタン資料館条例の制定について	"		
議第152号	天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第153号	財産の取得について	"		
議第154号	財産の取得について	"		
議第155号	指定管理者の指定について（本渡老人福祉センター）	"		
議第156号	指定管理者の指定について（牛深老人福祉センター）	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第157号	指定管理者の指定について（有明老人福祉センター）	令和3年 11月30日		
議第158号	指定管理者の指定について（倉岳老人福祉センター）	〃		
議第159号	指定管理者の指定について（河浦老人福祉センター）	〃		
議第160号	指定管理者の指定について（在宅介護支援サテライト施設うしぶか）	〃		
議第161号	指定管理者の指定について（在宅介護支援サテライト施設おにき）	〃		
議第162号	指定管理者の指定について（河浦生活支援ハウス）	〃		
議第163号	指定管理者の指定について（新和緑の村）	〃		
議第164号	指定管理者の指定について（天草交流センターブルーアイランド天草）	〃		
議第165号	令和3年度天草市一般会計補正予算（第10号）	〃		
議第166号	令和3年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第167号	令和3年度天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第168号	令和3年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第169号	令和3年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第170号	令和3年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第171号	令和3年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第1号）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第172号	令和3年度天草市斎場事業特別会計補正予算(第1号)	令和3年 11月30日		
議第173号	令和3年度天草市病院事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第174号	令和3年度天草市水道事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第175号	令和3年度天草市下水道事業会計補正予算(第1号)	〃		

報告第 11 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 3 年 8 月 27 日（金曜日）
午前 9 時 00 分頃
- 2 事故発生場所 天草市栢宇土町 2343 番地付近（市道田代・久々山線）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両所有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方車両が市道に敷設した側溝蓋上を通過した際、当該側溝蓋が跳ね上がり、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 7,735 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和3年9月1日（水曜日）
午前8時20分頃
- 2 事故発生場所 天草市天草町高浜北（天草市西天草クリーンセンター敷地内）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両所有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転するフォークリフトが後進した際、施設の敷地内を走行してきた相手方車両と接触し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 50,400円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 145 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度天草市一般会計補正予算（第 9 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第11号

専決処分書

令和3年度天草市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月8日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

令和3年8月11日からの大雨等に伴う災害復旧費及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年度天草市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度天草市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 561,808 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,716,088 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		292,947	7,216	300,163
	1 分担金	56,103	7,216	63,319
15 国庫支出金		8,037,003	279,644	8,316,647
	1 国庫負担金	5,903,807	279,644	6,183,451
16 県支出金		4,354,712	101,411	4,456,123
	2 県補助金	1,637,121	101,411	1,738,532
19 繰入金		2,778,836	9,037	2,787,873
	2 基金繰入金	2,778,836	9,037	2,787,873
22 市債		4,901,500	164,500	5,066,000
	1 市債	4,901,500	164,500	5,066,000
補正されなかった款項に係る額		33,789,282		33,789,282
歳入合計		54,154,280	561,808	54,716,088

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		6,443,308	130,428	6,573,736
	1 保健衛生費	1,364,028	130,428	1,494,456
10 災害復旧費		208,126	431,380	639,506
	1 農林水産施設災害復旧費	64,916	176,667	241,583
	2 公共土木施設災害復旧費	143,210	254,713	397,923
補正されなかった款項に係る額		47,502,846		47,502,846
歳 出 合 計		54,154,280	561,808	54,716,088

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	101,843
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設等）	116,300
		現年発生補助災害復旧事業（林業施設）	60,367
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	10,300
		現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	223,713

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	143,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定するものによ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができ る。	308,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第 146 号

天草市地区コミュニティセンター条例及び天草市町民センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地区コミュニティセンター条例及び天草市町民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市地区コミュニティセンター条例及び天草市町民センター条例の一部を改正する条例

(天草市地区コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 御領地区コミュニティセンターの項中「天草市五和町御領12153番地」を「天草市五和町御領6692番地1」に改める。

別表第2 御領地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

御領地区コミュニティセンター	大ホール	900円	500円
	会議室A	200円	200円
	会議室B	200円	200円
	会議室C	200円	200円
	和室A	100円	100円
	和室B	100円	100円
	調理実習室	400円	200円

(天草市町民センター条例の一部改正)

第2条 天草市町民センター条例（平成18年天草市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条の表五和町コミュニティセンターの項を削る。

別表五和町コミュニティセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

御領地区コミュニティセンターの移転及び五和町コミュニティセンターの廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 4 7 号

天草市新和高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例の制定について

天草市新和高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市新和高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例

天草市新和高齢者生活福祉センター条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 4 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新和高齢者生活福祉センターの廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 148 号

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 18 年天草市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の見出し中「交付申請」を「交付申請等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者であって個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）の交付を受けているものが、自ら第 1 項の規定による申請をするときは、個人番号カードを提示することをもって前項の規定による印鑑登録証の添付に代えることができる。

4 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事項と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、相違ないことを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

第 16 条を次のように改める。

（電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付申請等）

第 16 条 印鑑登録者は、前条第 2 項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、印鑑登録証の添付は、これを要さないものとする。

2 前項の規定による申請は、印鑑登録者が自らこれを行わなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事項と印鑑登録原票の

登録事項とを照合し、相違ないことを確認した上、当該申請をした者に対し、規則で定めるところにより印鑑登録証明書を交付するものとする。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(提案理由)

電子情報処理組織を使用した印鑑登録証明書の交付方法等の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 149 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成 18 年天草市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「並びに」を「及び」に改める。

第 3 条の見出し及び第 4 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 180円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 300円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 480円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10, 600円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 050円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 750円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 500円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第18項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第19項、第20項及び第22項から第29項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号及び第13条第1項の改正規定、第23条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第18項から第20項まで及び第22項から第29項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 150 号

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険条例（平成 18 年天草市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「40 万 4, 000 円」を「40 万 8, 000 円」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）等の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 151 号

天草市立キリシタン資料館条例の制定について

天草市立キリシタン資料館条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市立キリシタン資料館条例

(設置)

第 1 条 天草におけるキリシタンの歴史と文化に関する調査研究を行うとともに、これらに関する資料の収集、保存及び展示並びに情報の発信及び啓発を行うことにより、学術文化の発展並びに地域及び観光の振興に寄与するため、天草市立キリシタン資料館（以下「キリシタン資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 キリシタン資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草キリシタン館	天草市船之尾町 1 9 番 5 2 号
天草ロザリオ館	天草市天草町大江 1 7 4 9 番地
天草コレジヨ館	天草市河浦町白木河内 1 7 5 番地 1 3
崎津資料館みなと屋	天草市河浦町崎津 4 6 3 番地

(職員)

第 3 条 キリシタン資料館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第 4 条 キリシタン資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

名称	休館日
天草キリシタン館	火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 1 月 1 日並びに

	23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日)	12月30日及び同月31日
天草ロザリオ館	水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日)	
天草コレジヨ館	木曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日)	
崎津資料館みなと屋		

(利用時間)

第5条 キリシタン資料館の利用時間は、規則で定める。

(利用の制限)

第6条 市長は、キリシタン資料館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、キリシタン資料館の利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) その利用がキリシタン資料館の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キリシタン資料館の管理運営上支障があるとき。

(観覧料)

第7条 キリシタン資料館の観覧料は、別表のとおりとする。

2 前項の観覧料は、前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、観覧料を後納させることができる。

(観覧料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 キリシタン資料館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりキリシタン資料館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) キリシタン資料館の施設に係る管理及び運営に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

3 第1項の規定によりキリシタン資料館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条ただし書中「市長は、必要があると認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条及び第7条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第10条 市長は、第7条の規定にかかわらず、前条第1項の規定によりキリシタン資料館の管理を指定管理者に行わせる場合には、当該指定管理者にキリシタン資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、前条の規定により利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合に限り、市長の承認を受け、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第12条 利用者は、キリシタン資料館の施設又はその附属設備に損害を与えた場合において、原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(運営委員会の設置)

第13条 キリシタン資料館の適正な運営を図るため、天草市立キリシタン資料館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第14条 委員会は、キリシタン資料館の管理運営に関し、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、市長に対し答申する。

(1) キリシタン資料館の運営並びに資料の収集、保管及び展示に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、キリシタン資料館の運営を円滑に行うために必要な事項に関すること。

(組織)

第15条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (3) 観光振興及び地域振興に関係する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第17条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第19条 キリシタン資料館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年天草市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表天草キリシタン館長の項中「天草キリシタン館長」を「キリシタン資料館長」に改める。

(天草市立天草キリシタン館条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 天草市立天草キリシタン館条例（平成18年天草市条例第113号）
- (2) 天草市立天草コレジヨ館条例（平成18年天草市条例第114号）
- (3) 天草市立天草ロザリオ館条例（平成18年天草市条例第115号）
- (4) 天草市立天草玩具資料館条例（平成18年天草市条例第116号）
- (5) 天草市崎津資料館みなと屋条例（平成28年天草市条例第37号）

別表（第7条関係）

展示の種別	区分	観覧料(各館1人1回につき)					
		個人			20人以上の団体		
		一般	高校生	小学生 中学生	一般	高校生	小学生 中学生
常設展	天草キリシタン館	300円	200円	150円	240円	160円	120円
	天草ロザリオ館	300円	200円	150円	240円	160円	120円
	天草コレジヨ館	300円	200円	150円	240円	160円	120円
	崎津資料館みなと屋	100円			80円		
特別展	全館	展示に要する経費を勘案し、その都度市長が定める額					

(備考) キリシタン資料館を利用する者が、最初の利用日から7日以内にキリシタン資料館を3館以上利用する場合の常設展の観覧料は、この表に定める観覧料の金額にかかわらず、次に掲げる利用者の区分に応じ、(1)から(3)までに定める金額とすることができる。

- (1) 一般 600円（20人以上の団体にあつては、1人につき500円）
- (2) 高校生 400円（20人以上の団体にあつては、1人につき300円）
- (3) 小学生及び中学生 300円（20人以上の団体にあつては、1人につき250円）

(提案理由)

天草市立キリシタン資料館の設置に伴い、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 152 号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 7 号中「譲受人決定時」の次に「又は管理者等選任時」を加え、同条第 1 0 8 号中「認定計画実施者」を「認定を受けた者」に改め、同条第 1 2 8 号を同条第 1 2 7 号とする。

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6（第 2 条関係）

長期優良住宅建築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分		手数料の額		
		認定申請	変更認定申請	
新築の計画の場合	確認書又は設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	15,000円	7,500円
	共同住宅等（区分所有住宅に限る。）	総住戸数（1棟当たりの申請に関する住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）が1戸から5戸までのもの	26,000円	13,000円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	43,000円	21,500円
		総住戸数が11戸から	70,000円	35,000円

	25戸までのもの		
	総住戸数が26戸から50戸までのもの	112,000円	56,000円
	総住戸数が51戸から100戸までのもの	170,000円	85,000円
	総住戸数が101戸から200戸までのもの	288,000円	144,000円
	総住戸数が201戸から300戸までのもの	364,000円	182,000円
	総住戸数が301戸以上のもの	413,000円	206,500円
共同住宅等(区分所有住宅を除く。)	総住戸数が1戸から5戸までのもの	26,000円を申請住戸数(同時に申請された住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。)で除して得た額	13,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が6戸から10戸までのもの	43,000円を申請住戸数で除して得た額	21,500円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が11戸から25戸までのもの	70,000円を申請住戸数で除して得た額	35,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が26戸から50戸までのもの	112,000円を申請住戸数で除して得た額	56,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が51戸から100戸までのもの	170,000円を申請住戸数で除して得た額	85,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が101戸から200戸までのもの	288,000円を申請住戸数で除して得た額	144,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が201戸から300戸までのもの	364,000円を申請住戸数で除して得た額	182,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が301戸以	413,000円を申請住	206,500円を申請住

		上のもの	戸数で除して得た額	戸数で除して得た額
確認書 及び設 計住宅 性能評 価書の いずれ も添付 されな い場合	一戸建ての住宅		48,000円	24,000円
	共同住宅等(区 分所有住宅に 限る。)	総住戸数が1戸から5 戸までのもの	125,000円	62,500円
		総住戸数が6戸から1 0戸までのもの	199,000円	99,500円
		総住戸数が11戸から 25戸までのもの	395,000円	197,500円
		総住戸数が26戸から 50戸までのもの	708,000円	354,000円
		総住戸数が51戸から 100戸までのもの	1,216,000円	608,000円
		総住戸数が101戸か ら200戸までのもの	2,250,000円	1,125,000円
		総住戸数が201戸か ら300戸までのもの	3,215,000円	1,607,500円
		総住戸数が301戸以 上のもの	3,943,000円	1,971,500円
		共同住宅等(区 分所有住宅を 除く。)	総住戸数が1戸から5 戸までのもの	125,000円を申請住 戸数で除して得た額
総住戸数が6戸から1 0戸までのもの	199,000円を申請住 戸数で除して得た額		99,500円を申請住 戸数で除して得た額	
総住戸数が11戸から 25戸までのもの	395,000円を申請住 戸数で除して得た額		197,500円を申請住 戸数で除して得た額	
総住戸数が26戸から 50戸までのもの	708,000円を申請住 戸数で除して得た額		354,000円を申請住 戸数で除して得た額	
総住戸数が51戸から 100戸までのもの	1,216,000円を申請 住戸数で除して得た 額		608,000円を申請住 戸数で除して得た額	

		総住戸数が101戸から200戸までのもの	2,250,000円を申請住戸数で除して得た額	1,125,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	3,215,000円を申請住戸数で除して得た額	1,607,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	3,943,000円を申請住戸数で除して得た額	1,971,500円を申請住戸数で除して得た額
増	確認書	一戸建ての住宅	22,000円	11,000円
築	が添付	共同住宅等(区分所有住宅に限る。)	総住戸数が1戸から5戸までのもの	39,000円
又	された		総住戸数が6戸から10戸までのもの	63,000円
は	場合		総住戸数が11戸から25戸までのもの	105,000円
改			総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円
築			総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円
の			総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円
場			総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円
合			総住戸数が301戸以上のもの	621,000円
		共同住宅等(区分所有住宅を除く。)	総住戸数が1戸から5戸までのもの	39,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が6戸から10戸までのもの	63,000円を申請住戸数で除して得た額

		0戸までのもの	数で除して得た額	数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	105,000円を申請住戸数で除して得た額	52,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円を申請住戸数で除して得た額	83,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円を申請住戸数で除して得た額	127,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円を申請住戸数で除して得た額	216,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円を申請住戸数で除して得た額	273,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	621,000円を申請住戸数で除して得た額	310,500円を申請住戸数で除して得た額
確認書	一戸建ての住宅		71,000円	35,500円
が添付されな い場合	共同住宅等(区分所有住宅に限る。)	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円	93,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円	149,500円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円	296,500円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円	531,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円	912,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円	1,688,500円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円	2,413,000円
		総住戸数が301戸以	5,918,000円	2,959,000円

	上のもの		
共同住宅等(区分所有住宅を除く。)	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円を申請住戸数で除して得た額	93,500円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円を申請住戸数で除して得た額	149,500円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円を申請住戸数で除して得た額	296,500円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円を申請住戸数で除して得た額	531,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円を申請住戸数で除して得た額	912,500円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円を申請住戸数で除して得た額	1,688,500円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円を申請住戸数で除して得た額	2,413,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円を申請住戸数で除して得た額	2,959,000円を申請住戸数で除して得た額

(備考)

- この表において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- この表において「設計住宅性能評価書」とは、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（設計された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- この表において「共同住宅等」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規

則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。

- 4 この表において「区分所有住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 5 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。
- 6 長期優良住宅建築等計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして、認定申請又は変更認定申請の手数料の額にそれぞれ別表第1の規定を適用して算定した手数料の額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第128号を同条第127号とする部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。次項において「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の認定の申請に係る手数料については、この条例による改正後の天草市手数料条例（次項において「新条例」という。）第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の長期優良住宅建築等計画の変更及び認定に基づく地位の承継に係る手数料については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

手数料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 153 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和3年11月30日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 液晶ディスプレイ整備に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 14,569,937 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市五和町御領12157番地
名称 小山電気店
代表者 代表者 小山 達也 |
| | | 住所 天草市倉岳町宮田3921番地1
名称 株式会社サンライフ21
代表者 代表取締役 原田 利治 |
| | | 住所 天草市新和町小宮地534番地1
名称 株式会社田中電器
代表者 代表取締役 田中 繁春 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

液晶ディスプレイ式 購入事業内訳書

案件名 (取得財産)	配備場所	取得財産名及び数量			取得金額 (円)	取得購入の相手方
		液晶ディスプレイ(台)	テレビスタンド(台)	設置搬入手数料等経費(式)		
液晶ディスプレイ一式(その1)	本渡中学校	10	10	1	4,758,050	天草市五和町御領12157番地 小山電気店 代表者 小山 達也
	本町小学校	5	5			
	佐伊津小学校	4	4			
	五和小学校	10	10			
	五和中学校	6	6			
	計	35	35			
液晶ディスプレイ一式(その2)	御所浦小学校	5	5	1	5,037,887	天草市倉岳町宮田3921番地1 株式会社サンライフ21 代表取締役 原田 利治
	御所浦中学校	3	3			
	本渡東中学校	3	3			
	倉岳小学校	1	1			
	本渡南小学校	12	12			
	本渡北小学校	13	13			
	計	37	37			
液晶ディスプレイ一式(その3)	牛深小学校	6	6	1	4,774,000	天草市新和町小宮地534番地1 株式会社田中電器 代表取締役 田中 繁春
	牛深東小学校	4	4			
	牛深東中学校	2	2			
	亀川小学校	13	13			
	稜南中学校	8	8			
	新和中学校	2	2			
	計	35	35			
合計		107	107	-	14,569,937	3者

議第 154 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和3年11月30日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 本渡学校給食センター学校給食用食缶整備に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得金額 | 26,018,795円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 熊本市東区錦ヶ丘9-26
名称 株式会社 中西製作所 熊本営業所
代表者 所長 福田 広 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

品名	数量	取得金額
角型二重食缶 14L	220	7,695,600
角型二重食缶 10L	80	2,640,000
角型二重食缶 7L	230	7,286,400
角型二重食缶 4L	90	2,732,400
はしカゴ	155	2,424,200
蓋パッキン	310	613,800
敷網(7L用)	110	195,800
敷網(4L用)	45	65,250
消費税		2,365,345
合計		26,018,795

議第 155 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

本渡老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市亀場町亀川 1886 番地 2

公益社団法人天草市シルバー人材センター

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 156 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
牛深老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2943 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 157 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

有明老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 158 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
倉岳老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2943 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 159 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
河浦老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2943 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 160 号

指定管理者の指定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成 18 年天草市条例第 137 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

在宅介護支援サテライト施設うしぶか

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 161 号

指定管理者の指定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成 18 年天草市条例第 137 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

在宅介護支援サテライト施設おにき

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 162 号

指定管理者の指定について

天草市河浦生活支援ハウス条例（平成 18 年天草市条例第 141 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
河浦生活支援ハウス
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2943 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 163 号

指定管理者の指定について

天草市新和緑の村条例（平成 18 年天草市条例第 216 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
新和緑の村
- 2 指定管理者となる団体
天草市新和町小宮地 11312 番地
NPO 法人天草みどりの村
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 164 号

指定管理者の指定について

天草市天草交流センターブルーアイランド天草条例（平成 18 年天草市条例第 117 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草交流センターブルーアイランド天草

2 指定管理者となる団体

天草市天草町大江 504 番地 2

あまくさカラフルツーリズム会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和3年度天草市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度天草市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,625,374 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,341,462 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年11月30日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		21,259,000	1,172,916	22,431,916
	1 地方交付税	21,259,000	1,172,916	22,431,916
15 国庫支出金		8,316,647	9,067	8,325,714
	1 国庫負担金	6,183,451	2,679	6,186,130
	2 国庫補助金	2,118,290	6,043	2,124,333
	3 国庫委託金	14,906	345	15,251
16 県支出金		4,456,123	116,071	4,572,194
	1 県負担金	2,520,805	△ 10,929	2,509,876
	2 県補助金	1,738,532	127,000	1,865,532
19 繰入金		2,787,873	△ 1,393,871	1,394,002
	2 基金繰入金	2,787,873	△ 1,393,871	1,394,002
20 繰越金		1	2,949,330	2,949,331
	1 繰越金	1	2,949,330	2,949,331
21 諸収入		632,714	53,261	685,975
	5 雑入	625,504	53,261	678,765
22 市債		5,066,000	△ 281,400	4,784,600
	1 市債	5,066,000	△ 281,400	4,784,600
補正されなかった款項に係る額		12,197,730		12,197,730
歳入合計		54,716,088	2,625,374	57,341,462

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		272,181	358	272,539
	1 議会費	272,181	358	272,539
2 総務費		9,029,274	2,606,819	11,636,093
	1 総務管理費	8,271,062	2,622,255	10,893,317
	2 徴税費	309,005	△ 13,165	295,840
	4 戸籍住民基本台帳費	179,144	1,454	180,598
	5 選挙費	152,418	△ 2,903	149,515
	6 統計調査費	26,972	△ 836	26,136
	7 監査委員費	42,910	14	42,924
3 民生費		17,670,848	△ 77,863	17,592,985
	1 社会福祉費	4,970,119	△ 10,805	4,959,314
	2 高齢者福祉費	4,609,845	△ 102,529	4,507,316
	3 児童福祉費	6,547,138	38,045	6,585,183
	4 生活保護費	1,541,146	△ 2,574	1,538,572
4 衛生費		6,573,736	△ 62,803	6,510,933
	1 保健衛生費	1,494,456	△ 1,992	1,492,464
	2 環境費	3,183,436	△ 2,948	3,180,488
	3 斎場費	160,659	△ 7,221	153,438
	4 水道費	584,433	△ 14,963	569,470
	5 病院費	1,040,143	△ 35,679	1,004,464

5 農林水産業費		2,291,241	148,920	2,440,161
	1 農業費	1,381,476	146,274	1,527,750
	2 林業費	291,466	6,384	297,850
	3 水産業費	618,299	△ 3,738	614,561
6 商工費		2,238,408	14,334	2,252,742
	1 商工費	2,238,408	14,334	2,252,742
7 土木費		3,016,346	16,969	3,033,315
	1 土木管理費	207,372	△ 9,992	197,380
	2 道路橋梁費	1,023,884	17,191	1,041,075
	3 河川費	180,854	5,906	186,760
	4 港湾費	96,572	△ 1	96,571
	5 都市計画費	1,201,078	4,377	1,205,455
	7 住宅費	306,586	△ 512	306,074
8 消防費		2,172,494	2,216	2,174,710
	1 消防費	2,172,494	2,216	2,174,710
9 教育費		3,677,989	△ 23,576	3,654,413
	1 教育総務費	1,097,641	△ 6,108	1,091,533
	2 小学校費	338,457	△ 894	337,563
	3 中学校費	254,085	△ 176	253,909
	4 幼稚園費	123,038	△ 625	122,413
	6 学校給食費	1,151,307	3,230	1,154,537
	7 社会教育費	713,461	△ 19,003	694,458
補正されなかった款項に係る額		7,773,571		7,773,571
歳出合計		54,716,088	2,625,374	57,341,462

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	1 農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	127,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（単独）事業	11,000
		市道改良（交付金）事業	46,606
		橋梁維持補修事業	24,926
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	3,000
	4 港湾費	港湾施設改修事業	13,500
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	407,285
都市計画道路太田町水の平線整備事業		189,260	

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会広報紙印刷製本費	令和4年度	5,336
議会会議録作成業務委託料	令和4年度	5,778
議会インターネット中継配信業務委託料	令和4年度	2,376
広報紙印刷製本費	令和4年度	17,133
広報紙配送業務委託料	令和4年度	4,184
庁舎電話交換業務委託料	令和4年度～令和6年度	32,670
庁舎清掃等業務委託料	令和4年度～令和6年度	29,898
コミュニティセンター指定管理料（50施設）	令和4年度～令和6年度	688,629
島子地区コミュニティセンター指定管理料	令和4年度～令和5年度	8,220
御所浦地区コミュニティセンター指定管理料	令和4年度	3,486
ごみ袋作製費	令和4年度	29,318
一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託料（本渡地区の不燃を除く）	令和4年度～令和5年度	899,386
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	令和4年度～令和5年度	46,728
一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）運搬業務委託料	令和4年度～令和5年度	186,756
うしぶか海彩館・宿泊施設やすらぎ荘・牛深温泉センター指定管理料	令和4年度～令和5年度	19,966
リップランド公園指定管理料	令和4年度～令和5年度	18,986
道路維持補修業務委託料	令和4年度	183,900
スクールボート運航管理業務委託料	令和4年度	24,447

第4表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健センター整備事業	6,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅改修事業	90,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	105,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
道路橋梁整備事業	288,800	〃	〃	〃	312,400	〃	〃	〃
街路整備事業	370,300	〃	〃	〃	389,900	〃	〃	〃
消防防災施設整備事業	253,000	〃	〃	〃	259,100	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,500,400	〃	〃	〃	1,147,900	〃	〃	〃

議第 166 号

令和 3 年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 345,556 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,575,703 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		9,572,005	23,330	9,595,335
	1 県負担金・補助金	9,572,005	23,330	9,595,335
7 繰入金		1,066,127	△ 5,763	1,060,364
	1 一般会計繰入金	1,042,282	△ 5,763	1,036,519
8 繰越金		1	327,989	327,990
	1 繰越金	1	327,989	327,990
補正されなかった款項に係る額		1,592,014		1,592,014
歳入合計		12,230,147	345,556	12,575,703

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		189,677	△ 43,993	145,684
	1 総務管理費	170,932	△ 43,993	126,939
2 保険給付費		9,180,334	383,312	9,563,646
	1 療養諸費	7,935,334	268,952	8,204,286
	2 高額療養費	1,220,000	114,360	1,334,360
6 保健事業費		138,152	1,672	139,824
	3 総合保健施設事業費	25,155	1,672	26,827
9 諸支出金		10,001	4,565	14,566
	1 償還金及び還付加算金	10,001	4,565	14,566
補正されなかった款項に係る額		2,711,983		2,711,983
歳出合計		12,230,147	345,556	12,575,703

第2表 債務負担行為補正

1 廃止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市町村国保事務処理標準システム共同利用クラウド導入負担金	令和4年度	11,155
市町村国保事務処理標準システム導入対応自庁システム改修等委託料	令和4年度	12,705

議第 167 号

令和 3 年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 337,166 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,210,736 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,310,997	1,266	3,312,263
	2 国庫補助金	1,342,643	1,266	1,343,909
7 繰入金		2,015,452	△ 93,211	1,922,241
	1 一般会計繰入金	1,903,452	△ 93,211	1,810,241
8 繰越金		1	429,111	429,112
	1 繰越金	1	429,111	429,112
補正されなかった款項に係る額		6,547,120		6,547,120
歳入合計		11,873,570	337,166	12,210,736

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		251,787	△ 3,630	248,157
	1 総務管理費	148,529	△ 3,630	144,899
6 基金積立金		229	295,465	295,694
	1 基金積立金	229	295,465	295,694
8 諸支出金		3,001	45,331	48,332
	1 償還金及び還付加算金	3,001	45,331	48,332
補正されなかった款項に係る額		11,618,553		11,618,553
歳出合計		11,873,570	337,166	12,210,736

議第 168 号

令和 3 年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,491 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,339,314 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		472,600	△ 9,233	463,367
	1 一般会計繰入金	472,600	△ 9,233	463,367
5 繰越金		1	1,991	1,992
	1 繰越金	1	1,991	1,992
6 諸収入		44,170	△ 4,249	39,921
	4 雑入	43,121	△ 4,249	38,872
補正されなかった款項に係る額		834,034		834,034
歳入合計		1,350,805	△ 11,491	1,339,314

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		36,159	4,158	40,317
	1 総務管理費	34,296	4,158	38,454
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,277,800	△ 13,549	1,264,251
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,277,800	△ 13,549	1,264,251
3 保健事業費		35,346	△ 2,100	33,246
	1 保健事業費	35,346	△ 2,100	33,246
補正されなかった款項に係る額		1,500		1,500
歳出合計		1,350,805	△ 11,491	1,339,314

議第 169 号

令和 3 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 122,362 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		61,823	△ 85	61,738
	1 一般会計繰入金	61,823	△ 85	61,738
7 繰越金		1	115	116
	1 繰越金	1	115	116
補正されなかった款項に係る額		60,508		60,508
歳入合計		122,332	30	122,362

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		102,384	30	102,414
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	102,384	30	102,414
補正されなかった款項に係る額		19,948		19,948
歳 出 合 計		122,332	30	122,362

議第 170 号

令和 3 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,342 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 683,870 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		81,708	5,280	86,988
	1 診療収入	81,708	5,280	86,988
4 財産収入		6	3	9
	1 財産運用収入	5	3	8
5 繰入金		106,994	△ 22,032	84,962
	1 一般会計繰入金	106,994	△ 22,032	84,962
6 繰越金		1	26,477	26,478
	1 繰越金	1	26,477	26,478
7 諸収入		10,849	614	11,463
	1 諸収入	10,849	614	11,463
補正されなかった款項に係る額		473,970		473,970
歳入合計		673,528	10,342	683,870

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		629,681	7,196	636,877
	1 総務管理費	629,681	7,196	636,877
2 医業費		36,357	3,146	39,503
	1 医業費	36,357	3,146	39,503
補正されなかった款項に係る額		7,490		7,490
歳出合計		673,528	10,342	683,870

議第 171 号

令和 3 年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度天草市の歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,030 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,117 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 歯科診療収入		23,124	△ 7,284	15,840
	1 歯科診療収入	23,124	△ 7,284	15,840
2 財産収入		172	△ 3	169
	1 財産運用収入	171	△ 3	168
3 繰入金		29,617	△ 13,647	15,970
	1 一般会計繰入金	29,617	△ 13,647	15,970
4 繰越金		1	7,518	7,519
	1 繰越金	1	7,518	7,519
5 諸収入		1,233	△ 614	619
	1 諸収入	1,233	△ 614	619
歳入合計		54,147	△ 14,030	40,117

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		41,744	△ 11,390	30,354
	1 総務管理費	41,670	△ 11,390	30,280
2 歯科医業費		12,003	△ 2,640	9,363
	1 歯科医業費	12,003	△ 2,640	9,363
補正されなかった款項に係る額		400		400
歳出合計		54,147	△ 14,030	40,117

議第 172 号

令和 3 年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		160,659	△ 7,221	153,438
	1 繰入金	160,659	△ 7,221	153,438
4 繰越金		1	7,221	7,222
	1 繰越金	1	7,221	7,222
補正されなかった款項に係る額		26,613		26,613
歳入合計		187,273	0	187,273

令和 3 年度天草市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度天草市の病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 3 年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 病院事業費用	4,046,422 千円	△ 8,949 千円	4,037,473 千円
第 1 項 医業費用	3,977,318 千円	△ 8,949 千円	3,968,369 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「343,469 千円」を「372,254 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「1,642 千円」を「1,772 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「341,827 千円」を「370,482 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	支 出	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的支出	720,481 千円		28,785 千円	749,266 千円
第 1 項 建設改良費	361,290 千円		28,580 千円	389,870 千円
第 2 項 企業債償還金	359,191 千円		205 千円	359,396 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,705,906 千円	△ 23,445 千円	2,682,461 千円

第 5 条 予算第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 1 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
病室用テレビ及び床頭台賃借料	令和4年度～令和9年度	22,176
防災カーテン保守委託料	令和4年度～令和7年度	10,164
オーダーリングシステム等保守管理委託料	令和4年度	18,782
医用画像システム保守点検業務委託料	令和4年度	7,491
CTスキャナ保守業務委託料	令和4年度	5,495
エレベーター等保守管理業務委託料	令和4年度	4,353
医療ガス設備保守点検業務委託料	令和4年度	4,039
病院管理等業務委託料	令和4年度	3,494
空調設備保守点検業務委託料	令和4年度	3,401
コンピューテッドラジオグラフィ保守業務委託料	令和4年度	2,390
病院清掃業務委託料（栖本）	令和4年度	2,364
内視鏡保守点検業務委託料	令和4年度	2,098
浄化槽清掃等業務委託料	令和4年度	1,601
排水処理槽点検業務委託料	令和4年度	1,459
人工呼吸器等保守点検業務委託料	令和4年度	1,457
消防設備保守点検業務委託料	令和4年度	1,360
自動分析装置保守点検業務委託料	令和4年度	1,242
栄養管理システムソフトウェア保守委託料	令和4年度	516
臨床検査業務委託料	令和4年度	契約に定める額
酸素供給装置賃借料	令和4年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	令和4年度	契約に定める額

令和 3 年度天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度天草市の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 3 年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第 1 款 事業収益	2,432,787 千円		△14,963 千円	2,417,824 千円
第 2 項 営業外収益	552,662 千円		△14,963 千円	537,699 千円
		支 出		
第 1 款 事業費	2,351,696 千円		△ 7,812 千円	2,343,884 千円
第 1 項 営業費用	2,179,288 千円		△ 7,812 千円	2,171,476 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,454,308 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 69,498 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,384,810 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対

し不足する額 1, 449, 785 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 69, 499 千円、減債積立金 190, 000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1, 190, 286 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出	
第 1 款 資本的支出	1,689,936 千円	△ 4,523 千円	1,685,413 千円
第 1 項 建設改良費	804,618 千円	△ 4,523 千円	800,095 千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設運転管理等業務委託	令和 4 年度～令和 7 年度	48,156 千円
	年度別内訳	
	令和 4 年度	12,039 千円
	令和 5 年度	12,039 千円
	令和 6 年度	12,039 千円
	令和 7 年度	12,039 千円
水道事業水質検査業務委託	令和 4 年度	20,459 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	166,151 千円	△ 12,335 千円	153,816 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条の表中に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額について、次のとおり補正する。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
347,347 千円	△ 14,963 千円	332,384 千円

令和3年11月30日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 175 号

令和 3 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 3 年度天草市の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 3 年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 事業費	1,836,528 千円	1,372 千円	1,837,900 千円
第 1 項 営業費用	1,737,336 千円	1,372 千円	1,738,708 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 640,577 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,343 千円、過年度分損益勘定留保資金 288,057 千円、当年度分損益勘定留保資金 329,177 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 640,559 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,343 千円、減債積立金 120,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 286,620 千円、当年度分損益勘定留保資金 210,596 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 資本的支出	1,326,107 千円	△18 千円	1,326,089 千円
第 1 項 建設改良費	662,539 千円	△18 千円	662,521 千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託	令和4年度	4,395 千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託	令和4年度	1,894 千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託	令和4年度	25,440 千円
下田浄化センター維持管理業務委託	令和4年度	9,495 千円
高浜浄化センター維持管理業務委託	令和4年度	15,331 千円
一町田浄化センター維持管理業務委託	令和4年度	13,012 千円
汚泥脱水業務委託	令和4年度	8,827 千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託	令和4年度	10,799 千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和4年度	1,857 千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託	令和4年度	11,127 千円
宮田浄化センター維持管理業務委託	令和4年度	12,094 千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託	令和4年度	8,583 千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託	令和4年度	9,201 千円
崎津浄化センター維持管理業務委託	令和4年度	9,785 千円
棚底浄化センター維持管理業務委託	令和4年度	10,887 千円
新町浄化センター維持管理業務委託	令和4年度	3,063 千円
水質・汚泥成分分析業務委託	令和4年度	9,444 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	97,044 千円	1,354 千円	98,398 千円

令和3年11月30日提出

天草市長 馬場 昭治

